

平成30年11月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

介護ベッド用手すり、長期使用の扇風機についての注意喚起、電気こんろに関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガスこんろ(LPGガス用)2件) | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち扇風機1件、電気こんろ1件) | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち装飾用品(ミラーボール)1件、介護ベッド用手すり1件、
ラジオコントロール玩具1件、電子レンジ1件、
ノートパソコン1件、照明器具1件) | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1)介護ベッド用手すりについての注意喚起(管理番号:A201800467)

①事件事象について

施設で使用者（80歳代）が当該製品と介護ベッドの間にけい部が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認されました。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった介護ベッド用手すりの事故件数は以下のとおりです。

＜事故発生件数（当該事故含む）＞

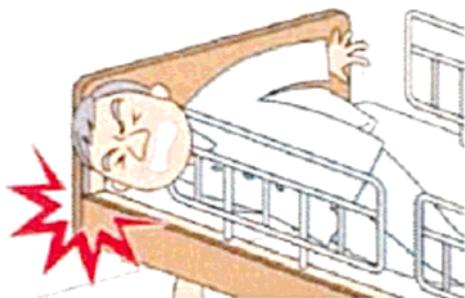
2007年度（平成19年度）	12件（うち死亡 8件）
2008年度（平成20年度）	15件（うち死亡 3件）
2009年度（平成21年度）	7件（うち死亡 3件）
2010年度（平成22年度）	12件（うち死亡 6件）
2011年度（平成23年度）	11件（うち死亡 8件）
2012年度（平成24年度）	8件（うち死亡 6件）
2013年度（平成25年度）	1件（うち死亡 0件）
2014年度（平成26年度）	4件（うち死亡 3件）
2015年度（平成27年度）	2件（うち死亡 1件）
2016年度（平成28年度）	2件（うち死亡 1件）
2017年度（平成29年度）	4件（うち死亡 3件）
2018年度（平成30年度）	1件（うち死亡 1件）

合 計 79件（うち死亡43件）

※平成30年11月16日時点

②再発防止に向けて（介護を行っている方々へのお願い）

介護ベッド用手すりの使用に際して、これまでに、手すり（サイドレール）とヘッドボード（頭側のついたて）の隙間に首を挟み込む事故、手すりと手すりの隙間に首を挟み込む事故、手すり自体の隙間に頭や腕が入り込む事故などが発生し、死亡又は重傷の重大事故報告が寄せられています。



（手すりとヘッドボードの隙間）



（手すりと手すりの隙間）



（手すり自体の隙間）



（手すり自体の隙間）

1) 御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合した製品かどうか御確認ください

2009年(平成21年)3月に J I S 規格が改正され、手すりと手すりの隙間及び手すりとヘッドボードの隙間の基準が強化され、安全性が向上しました。

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合、首などを挟み込むおそれがあります。よって、御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合したものでなければ、新 J I S 規格の適合製品に取り替えていただくことを奨励します。

なお、新 J I S 規格に適合した製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先の事業者又は販売事業者にお問い合わせください。

2) 新 J I S 規格に適合した製品への取替えが困難な場合など

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合には、隙間を塞ぐ対策を確実にとっていただきますようお願いいたします(別添1参照)。

・隙間を塞ぐ対応品を使用する(対応品の内容については、各メーカーに御相談ください)。

・クッション材や毛布などで隙間を塞ぐ。

・手すりなどの全体をカバーや毛布で覆い、手すり自体の隙間に頭や腕などが入り込まないようにする。

・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。等

③再発防止への取組

医療・介護ベッド安全普及協議会において、介護ベッド用手すりによる事故についての注意喚起を行っておりますので御覧ください。

また、2012年(平成24年)6月6日付けで、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者などに介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について依頼を行いました(別添2参照)。

さらに、消費者庁は、注意喚起を行うとともに、地方公共団体への協力依頼、新聞紙上での政府広報等により、事故の危険性の周知や注意喚起を行っています。また、経済産業省も「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行うとともに、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)においても、介護ベッド用手すりの事故についての注意喚起を実施しています。

(政府インターネットテレビ)

高齢者を製品事故から守ろう！事故を防ぐ日頃の備えと心がけ

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12326.html>

(消費者庁のウェブサイト)

高齢者・介護用品で重大事故発生のおそれ！

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/140910kouhyou_2.pdf

チラシ「あなたの注意で事故は未然に防げます。チェックリストで確認を!!」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/information_006/

(経済産業省のウェブサイト)

介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検を依頼しました

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou120606_1.pdf

(厚生労働省のウェブサイト)

介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) のウェブサイト)

福祉用具による高齢者の事故にご注意ください

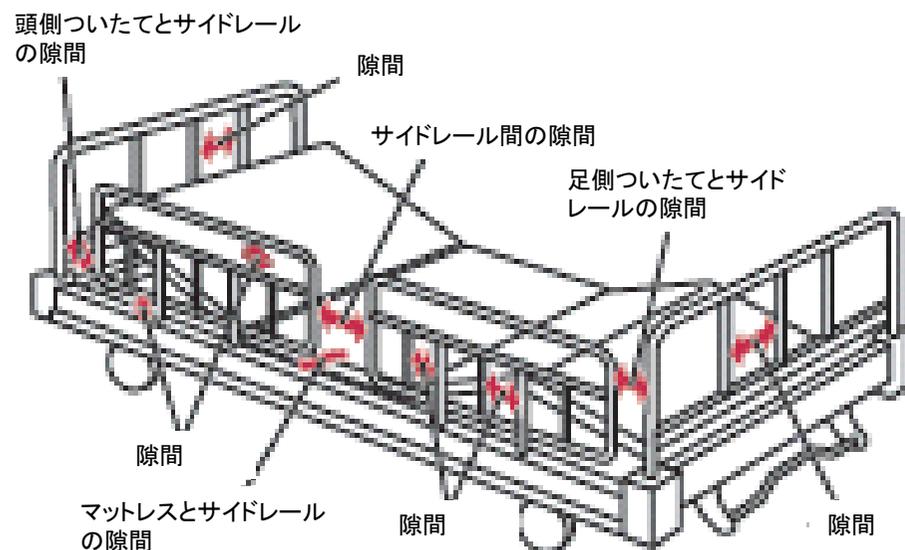
<https://www.nite.go.jp/data/000072185.pdf>

(医療・介護ベッド安全普及協議会のウェブサイト)

<http://www.bed-anzen.org/>

介護ベッド用手すりの事故防止対策(具体例)

ここが危険な隙間です！



挟み込み防止対策の例
(隙間を塞いで挟まれないようにする)

▼補助具(事業者が提供)で隙間を塞ぐ

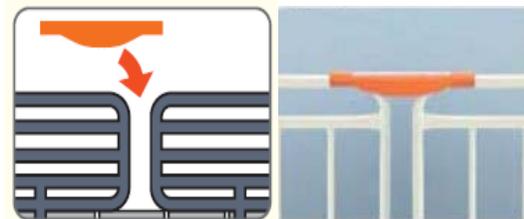
[頭側ついたりサイドレールの隙間] [サイドレールとサイドレールの間の隙間]



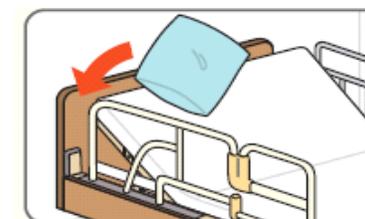
▼サイドレールカバー(事業者が提供)で覆う



▼スペーサー(事業者が提供)で隙間を塞ぐ



▼クッションやタオルなどで隙間を埋める



※ 平成21年3月にJIS規格が改正され、首や腕、足などを挟み込む事故を防ぐため、隙間に関する安全基準を強化した新JIS規格に適合した製品が製造・販売されています。早めに新JIS規格に適合した製品への取替えをお願いします。

医療・介護ベッド安全点検チェック表

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために



サイドレール内部のすき間や、サイドレールとグリップやヘッドボード等とのすき間は、頭や首の挟み込みによる事故のリスクが大きい部分であり、**死亡事故等**が報告されています。

これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

サイドレール等による事故を未然に防止していただくため、この「**医療・介護ベッド安全点検チェック表**」に基づいた点検を実施し、必要に応じて対応を行ってください。

また、「医療・介護ベッド安全普及協議会」のホームページでは、事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険**」を見ることができますので、併せてご利用下さい。



サイドレール



サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド上での起き上がりやベッドからのたちあがりなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品(スペーサー、サイドレールカバー等)のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正のJIS規格が要求するすき間寸法を満たす製品を使用することも一つの方法です。(JIS規格は国際規格との整合のため、2015年と2016年にも改正されています。)

特にご注意ください方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとるとと思われる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留意事項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、**ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。**

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する(対応品の内容については各メーカーにご相談ください)
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

- 製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーをお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8652	http://www.keepable.net/
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

S 医療・介護ベッド安全普及協議会 【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org> 【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。

医療・介護ベッド安全チェック表

氏名 _____

記入日: 年 月 日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
 ※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れてください。

チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
<p>①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>《事故事例》 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>《対応方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>クッションセド</p>
<p>②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>《事故事例》 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>《対応方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>スペーサー</p>
<p>③サイドレール等に頭を閉じ込みそうなき間はありますか？ (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)</p> 	<p>《事故事例》 ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p>《対応方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>サイドレールカバー</p>
<p>④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？</p> 	<p>《事故事例》 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p>《対応方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>サイドレールカバー</p>

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

※2015年12月のJIS改定では「23.5cm以上」が「31.8cm以上」に変更されていますが、安全上重要な点は改正後も同等とされています。

作成:2016年10月20日

※経済産業省及び厚生労働省の「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検」より抜粋

(2)株式会社日立製作所（現 日立アプライアンス株式会社）が製造した長期使用の扇風機についての注意喚起（管理番号：A201800468）

①事象について

株式会社日立製作所（現 日立アプライアンス株式会社（法人番号：8010401057011））が製造した扇風機及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（40年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長年使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

同社は、2009年（平成21年）4月1日より「扇風機の長期使用についてのお知らせとお願い」としてウェブサイトにも扇風機の使用に当たっての確認事項を掲載し、1つ以上当てはまる症状がある場合には、使用を中止し、下記問合せ先に相談するよう呼び掛けています。

ウェブサイト：https://kadenfan.hitachi.co.jp/support/lng_hyoji/elfan/index.html

<対象製品の外観>

（写真はB-30MF）



【問合せ先】

日立アプライアンス株式会社 日立長期使用製品安全表示制度窓口

電話番号：0120-3121-11

050-3155-1111（携帯電話、PHS）

受付時間：9時～17時30分（月～土曜日）

9時～17時（日曜・祝日）

※2018年11月18日（日曜）及び年末年始を除く。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」
（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

(参考)

長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO 新日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/080430.html 扇風機相談室 電話番号:0120-34-0979 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。) ※ 同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで昭和52年以前の販売機種か否かがチェックできます。 http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/search.html <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号:0120-078-178(固定電話、PHS) 0570-550-449(携帯電話) 受付時間:月曜~土曜:9:00~18:00 日曜・祝日:9:00~17:00 (年末年始を除く。)
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社 (現 東芝ホームテクノ株式会社)	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号:0120-1048-76 0570-0570-33(携帯電話、PHS) 受付時間:月曜~土曜:9:00~18:00 日曜・祝日:9:00~17:00
National	松下精工株式会社 (現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	http://panasonic.co.jp/es/peses/info/important/e-fan.html 扇風機ご使用相談窓口 電話番号:0120-880-107 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。)
HITACHI	株式会社日立製作所 (現 日立アプライアンス株式会社)	https://kadenfan.hitachi.co.jp/support/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号:0120-3121-11 050-3155-1111(携帯電話、PHS) 受付時間:月曜~土曜:9:00~17:30 日曜・祝日:9:00~17:00 (年末年始を除く。)
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報IR部広報課 電話番号:0120-12-6504(携帯電話、PHS利用可) 受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く。) 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号:0120-24-9277
mitsubishi	三菱電機株式会社	http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号:0120-490-499 受付時間:9:00~17:30(土日祝日・事業者休日を除く。)
森田電工 MORITA	森田電工株式会社 (現 株式会社ユーイング)	http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html 問合せ窓口 電話番号:0120-911-597 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。)

(3)松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造し、株式会社日立ハウ
ステック（現 株式会社ハウステック）が販売した電気こんろについて

（管理番号：A201800470）

※株式会社日立ハウステック（現 株式会社ハウステック）製ミニキッチン「KM-1203D」に組み込まれたもの

①事故事象について

松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218））が製造し、株式会社日立ハウステック（現 株式会社ハウステック）が販売した電気こんろ及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、身体等が当該製品のつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置いていた可燃物が燃えたものと考えられます。

②再発防止策について

ミニキッチン等に組み込まれた電気こんろで、スイッチ部のつまみが飛び出ている形状のものについては、身体や荷物が知らないうちにつまみに触れ、スイッチが入ってしまい、火災に至る事故が相次いで発生しています。

このため、同社を含む電気こんろメーカー及びキッチンユニットメーカー13社により「小形キッチンユニット用電気こんろ協議会」が設立され、2007年（平成19年）7月3日から新聞社告及び新聞折り込みチラシの配布を行うとともに、各地の消防局に協力要請を行う等、無償改修（スイッチ部のつまみにカバーを付ける）を実施しています（現在11社が継続実施。）。

③対象製品

対象製品の機種・型式、各事業者名、問合せ先等は、別添のとおりです。

【リコール実施状況】

2007年（平成19年）7月3日からリコール（無償改修）を実施。

改修対象台数、改修率

一口電気こんろ（今般事故の型式HK-1102を含む。）

改修対象台数 530, 401台（全社合計）

改修率 96.6%（2018年10月31日時点）

上面操作一口電気こんろ

改修対象台数 60, 969台（全社合計）

改修率 74.9%（2018年10月31日時点）

複数口電気こんろ

改修対象台数 147, 700台（全社合計）

改修率 70.2%（2018年10月31日時点）

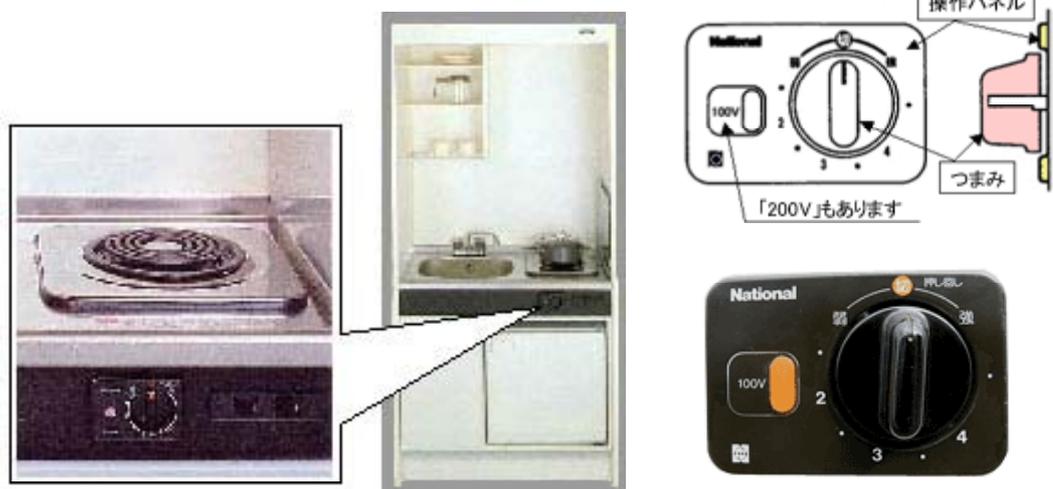
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800470）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	0	—	2013年度	1	火災
2017年度	2	火災	2012年度	4	火災
2016年度	2	火災	2011年度	5	火災
2015年度	2	火災	2010年度	2	火災
2014年度	3	火災			

<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品の外観

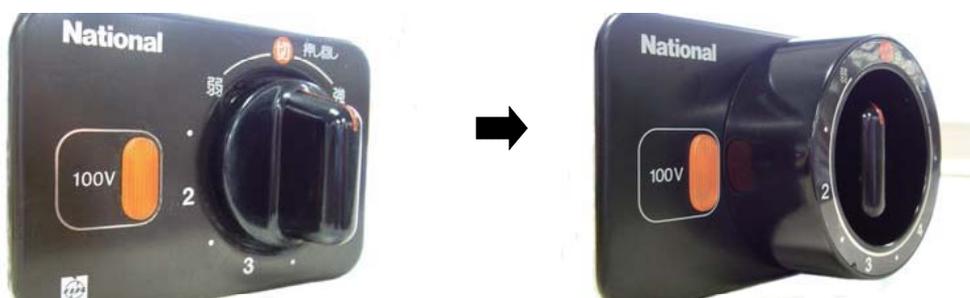


(正面及び断面図)

(スイッチ部)

2) 対象製品の確認方法

スイッチ部のつまみを御確認ください。



改修前：カバー無し

改修後：カバー付き

- 「メーカー名」及び「品番」については、扉の内側やスイッチなどを御確認ください。
- 「品番」が表示されていない場合は、「メーカー名」又は「スイッチ部の形状」を御確認の上、下記問合せ先まで御連絡ください。
- 改修対象の電気こんろは、スイッチ部のつまみが飛び出ているタイプになります。

④使用者への注意喚起

電気こんろの上や周辺に可燃物を置くことを避けていただくとともに、電気こんろのスイッチ部のつまみにカバーのない製品をお使いで、まだ当該つまみにカバーを付ける改修を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

使用者の方々及び対象製品を設置するアパート等を所有又は管理されている方々におかれては、事業者が行う訪問改修に御協力いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120-391-391

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://panasonic.co.jp/ap/info/important/cooking/index.htm>

小形キッチンユニット用電気こんろ協議会

電話番号：0120-355-915

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.denki-konro.jp/>

（参考）

消費者庁では、2014年（平成26年）6月11日に「お持ちではありませんか？リコールが行われている台所用機器」として、リコールが行われている電気こんろ、電子レンジ、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、IH調理器、電気ケトルで火災等が発生した14製品について、リコール対象機種・型式を提示し、発煙・発火のおそれがあるとして注意を呼び掛けています。

ウェブサイト：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140611kouhyou_1.pdf

火災事故防止に向けて 改修のお願い

1977年から2004年までに製造したキッチンユニット等で使用の電気こまろを探しています

身体や物が接触し、意図せずスイッチが「入」になる可能性がある構造であったために、電気こまろの上や周囲に可燃物が置かれていて、火災事故に至る危険性があります。



一口こまろ(前面操作) ※写真は富士工業製



一口こまろ(上面操作)
ブランド表示はHITACHIまたは、SUNWAVE



複数口こまろ(前面操作のみ)

長期間使用されない場合は、コンセントから電源プラグを抜いてください。

対象製品 スイッチ部外観例



つまみが飛び出している電気こまろが対象です。

改修済み製品 スイッチ部外観例



周りにガードのあるつまみは改修済みです。引き続きご使用いただけます。

【対象製品】

形式	電気こまろメーカー(現社名)	電気こまろ品番
前面操作一口電気こまろ※1	サンウエーブ工業	SBE-101-100V、SBE-101-200V、FHS-31A、FHS-31B
	東芝ライフスタイル (旧東芝株式会社 東芝コンシューママーケティング株式会社)	BHP-111、BHP-121
	パナソニック アプライアンス社 (旧パナソニック株式会社 松下電器産業株式会社)	NK-1101、NK-1102、NK-2101、NK-2102
	日立アプライアンス	HT-1250、HT-1550、HT-1250T
	ハウステック(旧日立 株式会社日立ハウステック)	HK-1102、HK-2102、HT-1250C
上面操作一口電気こまろ※1	富士工業	FH-31A、FH-31B (品番表記がなく、100V、200Vのみを表示している製品もあります。)
	三菱電機	CR-1201、CR-1201A、CR-1202、CR-1501、CR-1501A、CR-1501B
複数口電気こまろ※2	サンウエーブ工業	HT-1290、HT-1500
	日立アプライアンス	HT-1290、HT-1290T、HT-1500
	サンウエーブ工業	SBE-2G、SBE-3G、SBE-3T
	東芝ライフスタイル (旧東芝株式会社 東芝コンシューママーケティング株式会社)	HP-2000、HP-2000J、HP-2000T、HP-3000、UHP-S36A、UHP-S36AT、BHP-361T、BHP-365、BHP-461、BHP-461N、BHP-461W
	パナソニック アプライアンス社 (旧パナソニック株式会社 松下電器産業株式会社)	NK-2220、NK-2251、NK-2252、NK-2306、HNT-2200 (※3)、NK-2201、NK-2202、NK-2203、NK-2301、NK-2302、NK-2303、NK-2204、NK-2204CM、NK-2204M、NK-2304、NK-2305、NK-2307
日立アプライアンス	HT-3000G、HT-3010G、HT-3310、HT-3510、HT-3511A、HT-4510、HT-D3451、HT-D4451、HT-D4451SS	
富士工業	FH-62、FH-621、FH-63、NSH-621、SBA-201、SBA-211、SBA-211A、SBA-301、SBA-311、SBA-311L	

※1. 小形キッチンユニット(冷蔵庫付きタイプ・扉仕様タイプ等もあります) ※2. 据置き型・ビルトイン型があります ※3. ブランド名はHCC

上記電気こまろは、下記協議会加盟キッチンユニットメーカー他のキッチンまたはキッチンテーブル等に組み込まれている場合があります。

【小形キッチンユニット用電気こまろ協議会加盟キッチンユニットメーカー(五十音順)】

クリナップ株式会社、三協立山株式会社、タカラスタンダード株式会社、パナソニック株式会社 エコソリューションズ社

【小形キッチンユニット用電気こまろ協議会加盟会社名・お問い合わせ先(五十音順)】

誠に申し訳ありませんが電気こまろのスイッチを無償で改修いたしますので、下記フリーダイヤルへご連絡ください。

クリナップ株式会社 0120-126-174 http://cleanup.jp/	三協立山株式会社 0120-202-436 (旧社名 三協立山アルミ株式会社) http://www.st-grp.co.jp/	タカラスタンダード株式会社 0120-200-805 http://www.takara-standard.co.jp/
東芝ライフスタイル株式会社 0120-668-401 (旧東芝株式会社 東芝コンシューママーケティング株式会社) http://www.toshiba.co.jp/tha/	株式会社ハウステック 0120-524-852 (旧社名 株式会社日立ハウステック) http://www.housetec.co.jp/	パナソニック株式会社 アプライアンス社 0120-391-391 (旧社名 松下電器産業株式会社) http://panasonic.co.jp/
パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 0120-116-484 (旧社名 松下電器株式会社) http://panasonic-denko.co.jp/	日立アプライアンス株式会社 0120-256-557 http://www.hitachi-ap.co.jp/	富士工業株式会社 0120-500-621 http://www.fjic.co.jp/
三菱電機株式会社 0120-099-506 http://www.mitsubishielectric.co.jp/	株式会社 LIXIL 0120-190-530 (旧社名 サンウエーブ工業株式会社) http://www.sunwave.co.jp/	

フリーダイヤル受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を除く)

お客様からご提供いただきました氏名・住所・電話番号などの個人情報は、当該製品の点検と改修目的以外には使用いたしません。

小形キッチンユニット用電気こまろ協議会 0120-355-915 メールアドレス dkk.jimu@denki-konro.jp

<http://www.denki-konro.jp/>



総務省消防庁・東京消防庁・経済産業省の各ホームページにも掲載され、注意喚起並びに改修を促進しています。

総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1908/pdf/190824yo307.pdf>

東京消防庁 <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/200910/kitchen.html>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/file/chuui_kanki/denkikonro.htm

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋、植杉

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800465	平成30年11月5日	平成30年11月12日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-900V-L	株式会社パロマ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	奈良県	
A201800473	平成30年10月31日	平成30年11月13日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-E600CP-1L	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800468	平成30年7月19日	平成30年11月12日	扇風機	B-30MF	株式会社日立製作所 (現 日立アプライアンス株式会社)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から40年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月5日 平成21年4月1日から使用上の注意の呼び掛けを実施 (特記事項を参照)
A201800470	平成30年10月27日	平成30年11月13日	電気こんろ	HK-1102(株式会社日立ハウステック製ミニキッチン「KM-1203D」に組み込まれたもの) (株式会社日立ハウステックブランド)	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)(株式会社日立ハウステックブランド)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、身体等が当該製品のみにつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置かれていた可燃物が燃えたものと考えられる。	大阪府	製造から30年以上経過した製品 平成19年7月3日から事業者が共同してリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:96.6%(一口電気こんろ合計)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800466	平成30年10月3日	平成30年11月12日	装飾用品(ミラーボール)	重傷1名	子供(8歳)が当該製品を棚から取ろうとしたところ、脚に当たり負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月1日
A201800467	平成30年10月29日	平成30年11月12日	介護ベッド用手すり	死亡1名	施設で使用者(80歳代)が当該製品と介護ベッドの間にけい部が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	平成30年11月15日に消費者安全法の重大事故等(介護サービス)として公表済 介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施(特記事項を参照)
A201800469	平成30年10月16日	平成30年11月13日	ラジオコントロール玩具	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月2日
A201800471	平成30年10月26日	平成30年11月13日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800472	平成30年10月7日	平成30年11月13日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	平成30年10月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月8日
A201800474	平成30年11月4日	平成30年11月14日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成30年11月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし